

①訪問看護の介護報酬に係る費用

2026/6/1改正

項目		サービス 1 回当たりの料金			
		内容	所要時間	体制	新 単位数
①基本額 下段()内は、利用者負担額を 円に換算し表示したものです。 ただし、小数点以下は切り捨て となるため、1ヶ月の合計単位数 で計算した場合、多少の誤差が 出ます。	所要 時間		20分未満	✓	314 単位 (3,140) 円
			30分未満	✓	471 単位 (4,710) 円
			30分以上60分未満	✓	823 単位 (8,230) 円
			60分以上90分未満	✓	1,128 単位 (11,280) 円
	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による訪問			✓	294 単位 (2,940) 円
② 加 算	初回加算Ⅰ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、 病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	✓	350 単位 (3,500) 円	
	初回加算Ⅱ	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等 から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合		300 単位 (3,000) 円	
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は 夜間(18時～22時)に 訪問した場合	✓	所定単位数×25%	
	深夜加算	深夜(22時～翌6時)に 訪問した場合	✓	所定単位数×50%	
	緊急時訪問加算Ⅰ	利用者等の同意を得て計画的な訪問以外の緊急訪問を行う 場合(看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の 体制の整備ができています、電話等により看護に関する 意見を求められた場合に常時対応できる体制にある)	✓	600 単位 (6,000) 円	
	緊急時訪問加算Ⅱ	利用者等の同意を得て計画的な訪問以外の緊急訪問を行う 場合(電話等により看護に関する意見を求められた 場合に常時対応できる体制にある)		574 単位 (5,740) 円	
	専門管理加算	緩和ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る 専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合		250 単位 (2,500) 円	
	専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が 計画的な管理を行った場合		250 単位 (2,500) 円	
	複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)		✓	254 単位 (2,540) 円	
	複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)		✓	402 単位 (4,020) 円	
	長時間訪問看護加算		✓	300 単位 (3,000) 円	
	特別管理加算Ⅰ		✓	500 単位 (5,000) 円	
	特別管理加算Ⅱ		✓	250 単位 (2,500) 円	
	退院時共同指導加算		✓	600 単位 (6,000) 円	
	看護・介護職員連携強化加算			250 単位 (2,500) 円	
	ターミナルケア加算		✓	250 単位 (2,500) 円	
	口腔連携強化加算			50 単位 (500) 円	
	介護職員等処遇改善加算(新設)			✓	所定単位数の1.8% 地域単価×介護報酬総単位数 (基本単位＋各種加算減算)×サービス別加 算率 ＜1単位未満の端数四捨五入＞

③ 減 算	高齢者虐待防止措置未実施減算	✓	所定単位数の— 1 %
	業務継続計画未策定減算	✓	所定単位数の— 1 %
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	✓	—8 単位 (—80) 円
	同一建物減算 (同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合)		所定単位数の— 1 0 %
	同一建物減算 (同一建物の利用者50名以上にサービスを行う場合)	✓	所定単位数の— 1 5 %
	同一建物減算 (同一建物の利用者の割合が90%以上の場合)		所定単位数の— 1 2 %

*** 利用者負担額(1割)の算出方法**

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価〇〇.〇〇＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*** 利用者負担額(2割)の算出方法**

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価〇〇.〇〇＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*** 利用者負担額(3割)の算出方法**

①②③の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価〇〇.〇〇＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※〇〇.〇〇円は地域単価